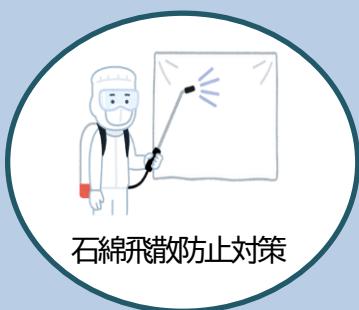


工事の発注者、建設業の事業者の皆さまへ
(建築物や工作物の解体・改造・補修作業を行う際にお読みください。)

大阪府の アスベスト 石綿対策



建築物や工作物（以下「建築物等」という。）の解体・改造・補修の作業（以下「解体等作業」という。）のうち、石綿（アスベスト）を含む建築材料（石綿の重量の割合が0.1%を超えるもの、以下「特定建築材料」という。）を使用した建築物等の解体等作業にあたっては、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例により、石綿の飛散防止対策を実施する必要があります。



大阪府 環境農林水産部
環境管理室 事業所指導課



～ 目 次 ～

1	解体等工事の石綿飛散防止対策の流れ	1
2	特定建築材料の種類	2
3	事前調査について	3
	○ 事前調査の実施義務を負う者	
	○ 事前調査結果の自治体への報告	
	○ 事前調査結果の記録の作成	
	○ 事前調査結果の発注者への説明	
	○ 発注者の事前調査への協力	
	○ 工事の一時停止・公表	
	○ 事前調査の方法	
	○ 事前調査を実施する者	
	○ 事前調査結果の書面の作成	
	○ 事前調査結果の記録及び事前調査書面の保存	
	○ 勧告等	
4	事前調査結果の掲示、記録・書面の備え付けについて	7
	○ 事前調査結果の掲示	
	○ 事前調査結果の記録、事前調査書面（写し）の備え付け	
5	特定粉じん排出等作業実施届出書について	8
	○ 届出が必要な作業	
	○ 届出事項	
	○ 計画変更命令	
	○ 届出者及び時期	
	○ 届出先	
6	作業基準、工事施工境界基準について	10
	○ 基準の遵守が必要な作業	
	○ 掲示板の設置	
	○ 除去後の完了確認	
	○ 工事施工境界基準の遵守	
	○ 作業基準等適合命令等	
	○ 立入検査・報告徴収	
	○ 作業計画の作成	
	○ 石綿飛散防止対策の実施	
	○ 実施状況の記録	
	○ 直接罰	
	○ 発注者への通知	
7	大気中の石綿濃度測定について	15
	○ 石綿濃度の測定等（測定計画の届出、測定、結果の記録）が必要な工事	
	○ 石綿濃度の測定結果の記録、保存	
	○ 石綿濃度の測定	
8	作業完了後について	16
	○ 作業の記録、保存	
	○ 完了報告書の作成	
9	発注者の皆さまへ	17
	○ 設計図書等の保管と情報提供	
	○ 作業計画の十分な検討と適切な契約締結	
10	石綿関連ホームページ	17
11	石綿に関する問合せ窓口	18

解体等工事の石綿飛散防止対策の流れ

発注者又は自主施工者

解体等工事の発注
(発注者のみ)

事前調査への協力
(発注者のみ)

事前調査書面の保存
(3年間)

特定建築材料の
使用有無の確認

法・条例に基づく届出

- 特定粉じん排出等作業の実施の届出
(法) …吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材(面積規模要件なし)
- 特定粉じん排出等作業の実施の届出
(条) …石綿含有仕上塗材の使用面積1,000 m²以上又は石綿含有成形板等の使用面積1,000 m²以上の場合

石綿濃度の測定計画の届出(条)

…法届出対象の特定建築材料の使用面積50 m²以上の場合(石綿含有断熱材等をかき落とし等以外の方法で除去する場合は除く)

- 作業完了報告の確認
- 測定結果の確認

元請業者又は自主施工者

施工条件における配慮
(工期、工事費等)

情報提供
(設計図書等)

解体等工事の計画立案

石綿使用の有無に係る事前調査の実施
(調査者等による実施)

- 事前調査書面、記録の作成
- 事前調査書面(写)、記録の保存(3年間)
- 事前調査結果の自治体への報告

- 工事現場での事前調査結果の掲示
- 工事に係る場所への事前調査書面、記録の備え付けを行ったうえで閲覧に供する

解体等工事の実施(法・条例の対象外)

無

有(届出対象)

有(届出対象外)

特定工事の実施

- 特定粉じん排出等作業の実施
 - 作業基準の遵守
 - ① 作業計画の作成
 - ② 掲示板の設置
 - ③ 石綿飛散防止対策の実施
 - ④ 除去後の完了確認
 - ⑤ 実施状況の記録
 - 工事施工境界基準(10本/L以下)の遵守

法、条例に基づく届出が不要な場合であっても、作業基準及び工事施工境界基準を遵守する必要があります。

工事施工境界における大気中の石綿濃度の測定(作業前・中・後)

作業実施の指示

測定実施の指示

報告

- 作業完了報告の作成、保存(3年間)
- 測定結果の記録、保存(3年間)

※上記の流れは、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づくものです。

労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他法令で別途手続き等が必要となる場合があります。

特定建築材料の種類

特定建築材料は、大気汚染防止法において規定する石綿を含有する全ての建築材料であり、石綿の重量の割合が当該建築材料の0.1%を超えるものが該当します。以下の特定建築材料は一例です。

(レベル1) 吹付け石綿



- ・吹付け石綿
- ・石綿含有吹付けロックウール
- ・石綿含有ひる石吹付け材
- ・石綿含有パーライト吹付け材

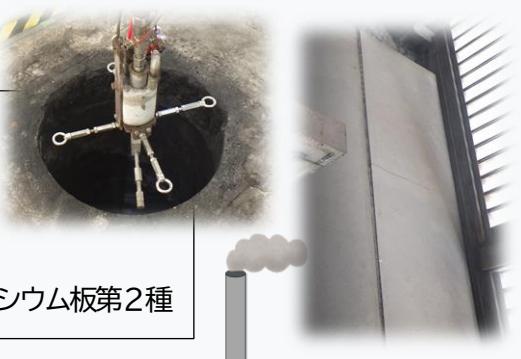
隔離養生や負圧集じん機の設置等
により飛散防止対策を行います。



(レベル2) 石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材



- ・屋根用折板裏断熱材
- ・煙突用断熱材
- ・石綿含有保温材
- ・石綿含有耐火被覆材
- ・石綿含有けい酸カルシウム板第2種



(レベル3相当) 石綿含有仕上塗材



- ・リシン
- ・単層弹性、複層弹性塗料
- ・吹付けタイル
- ・じゅらく
- ・スタッコ

※下地調整塗材は、石綿含有成形板等に分類されます。

(レベル3) 石綿含有成形板等



- ・スレート
- ・石綿セメント板
- ・石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- ・押出成形品
- ・ビニル床タイル
- ・長尺塩ビシート
- ・下地調整塗材

3

事前調査について

解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を行う前に、特定建築材料の使用の有無を調査し、石綿の飛散防止のための適切な作業方法を選択しなければなりません。

事前調査の実施義務を負う者

解体等工事の元請業者又は自主施工者



事前調査の方法

① 設計図書その他の書面、② 目視、③ 分析調査

設計図書その他の書面及び目視で石綿の使用の有無が確認できない場合、分析調査が必要になります。ただし、平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等は、設計図書等によりそのことが明らかである場合のみ、目視、分析調査は必要ありません。また、石綿が使用されているとみなして石綿飛散防止措置を講じる場合、分析調査は必要ありません。

事前調査結果の自治体への報告

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査後に調査結果の整理など必要な作業を行った上で速やかに（遅くとも解体等工事に着手する前に）、電子システム等を通じて、当該調査の結果を自治体へ報告する必要があります。

報告の対象

- 建築物の解体作業で、工事の対象となる床面積の合計が80m²以上であるもの
- 建築物の改造・補修作業で、工事の請負代金の合計が100万円以上であるもの
- 特定工作物の解体等作業で、工事の請負代金の合計が100万円以上であるもの



事前調査を実施する者

未報告や虚偽の報告を行った場合

・30万円以下の罰金【法】

以下、石綿に関する一定の知識を有する者（以下「調査者等」という。）に限ります。

○建築物

- ・ 建築物石綿含有建材調査者（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る）
- ・ 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

○工作物

区分	対象工作物	事前調査の資格		事前調査報告の要否
		工作物石綿事前調査者	建築物石綿含有建材調査者等	
特定工作物	反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、配管設備、焼却設備、貯蔵設備、発電設備、変電設備、配電設備、送電設備	<input type="radio"/>	調査不可	要
	煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の廻り	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	要
その他の工作物	塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去等の作業	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	不要
	上記以外	資格不要		

事前調査結果の記録の作成

事前調査後、元請業者又は自主施工者は事前調査結果の記録を作成する必要があります。

記録事項

- 解体等工事の発注者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- 解体等工事の場所
- 解体等工事の名称及び概要
- 事前調査を終了した年月日
- 事前調査の方法
- 建築物等の設置の工事に着手した年月日
- 建築物等の概要
- 改造又は補修作業の場合は、当該作業の対象となる建築物等の部分
- 事前調査を行った者の氏名
- 分析調査を行った場合は、当該調査を行った箇所、当該調査を行った者の氏名、所属する機関又は法人の名称
- 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠

事前調査結果の書面の作成

元請業者又は自主施工者は、事前調査結果の記録をもとにして事前調査結果の書面（以下「事前調査書面」という。）を作成する必要があります。

記載内容	石綿あり			石綿なし
	レベル1 レベル2	レベル3相当 レベル3		
<input type="checkbox"/> 事前調査の結果 <input type="checkbox"/> 事前調査を終了した年月日 <input type="checkbox"/> 事前調査の方法 <input type="checkbox"/> 調査者等の氏名、調査者等に該当することを明らかにする事項 <input type="checkbox"/> 建築物等の階、部屋及び部位ごとの特定建築材料の使用の有無	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 <input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業※1の種類 <input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業の実施の期間 <input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業の方法 <input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 <input type="checkbox"/> 特定工事※2の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図、付近の状況 <input type="checkbox"/> 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所 <input type="checkbox"/> 大気中石綿濃度測定の計画（測定義務がかかる工事に限る） <input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※1 特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料が使用されている建築物等の解体等作業をいいます。

※2 特定工事とは、特定粉じん排出等作業を伴う工事をいいます。

事前調査では、建築物等の部位（床、腰壁、壁、天井等）ごとに特定建築材料の使用の有無を調査し、その結果を詳細票に記載して、分かりやすい事前調査書面を作成してください。

事前調査書面の様式例は、大阪府ホームページ「建築物の解体などの作業に係る石綿（アスベスト）飛散防止規制」に掲載しています。

大阪府 石綿

検索

(事前調査結果の詳細票 例)

別紙3 事前調査結果の詳細票 (1 枚目 / 10 枚中)				工事名 ○○○○解体工事 対象となる 耐火建築物・準耐火建築物・その他の建築物・その他の施設 建築物等の概要 延べ床 2500 m ² (3 階建)						
建築物等が設置された着工年月日		〇〇年5月18日	階	1	部屋名称	総務課事務室			(部屋番号 1)	
部位	建材名、製品名等	① 設計図書 (改修時の設計図書も含む) 目視による調査		石綿含有	② 石綿の含有の状況の分析による調査			③ 石綿の使用の状況 特定建築材料の種類 (材料レベル)	使用 面積 m ²	
		備考	調査の方法		サンプリング	石綿含有	石綿の種類 (含有率)			備考
床	コンクリート	改修： 無し	☑設計図書等 (根拠資料の種類： d 設計図書) ☑目視 (A)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	□有 □無	(%)	(レベル)	m ²	
壁	コンクリート	改修： 無し	☑設計図書等 (根拠資料の種類： d 設計図書) ☑目視 (A)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	□有 □無	(%)	(レベル)	m ²	
壁	鉄骨柱	改修： 無し	☑設計図書等 (根拠資料の種類： d 設計図書) ☑目視 (A)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	□有 □無	(%)	(レベル)	m ²	
天井	鉄骨梁	改修： 無し	☑設計図書等 (根拠資料の種類： d 設計図書) ☑目視 (A)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	□有 □無	アモサイト (10 %)	吹付け石綿 (レベル 1)	60 m ²	1-1
壁	化粧板	改修： 無し	☑設計図書等 (根拠資料の種類：a) ☑目視 (B)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	□有 □無	クリソタイル (3~20 %)	石綿含有成形 板等 (レベル 3)	400 m ²	1-2
天井	天井板 (石膏ボード)	改修： 平成19年	☑設計図書等 (根拠資料の種類： d 設計図書) □目視 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	□有 □無	(%)	(レベル)	m ²	

1 設計図書の該当箇所、目視調査の内容、含有の状況の分析実施の際は採取箇所の図面及び分析結果など、石綿の使用・含有及び使用面積算出の根拠となる資料を添付すること。
 2 設計図書等の根拠資料の種類を括弧内に記載すること。a 石綿含有建材データベース（国土交通省・経済産業省）、b メーカーの説明書・ホームページ、c JATI協会無石綿情報、d その他（具体的に根拠資料を記載）、e 設計図書等無し
 3 目視による調査についてはその内容を括弧内に記載すること。A 外観、B 商品名の印字、C JIS番号、D その他（具体的に内容を記載）
 4 備考欄には改修の着工の履歴など当該部位に係るその他の情報を記載すること。
 5 別紙3は必要に応じて複数し、階、部屋ごとに作成すること。

事前調査結果の発注者への説明

元請業者は、発注者に対し、事前調査書面を交付して事前調査結果を報告することが義務付けられています。説明時期は、解体等工事の開始まで（特定工事に該当し、特定粉じん排出等作業を当該解体等工事の開始の日から14日以内に行う場合は、特定粉じん排出等作業の14日前まで）です。

事前調査結果の記録及び事前調査書面の保存

元請業者又は自主施工者は、事前調査結果の記録を、事前調査を行った者が有資格者であることを証明する書類の写しとともに、解体等工事が終了した日から3年間保存する必要があります。また、発注者、元請業者又は自主施工者は、事前調査書面（又は写し）を解体等工事が終了した日から3年間保存する必要があります。

発注者の事前調査への協力

発注者は、費用負担、設計図書などの情報の元請業者への提供等、適正な事前調査に協力しなければなりません。

勧告等

事前調査について、自治体が報告を求める場合や、職員が立入検査を行う場合があります。以下の事項に該当する場合、石綿の飛散のおそれが高いため、元請業者又は自主施工者に是正措置の実施の勧告を行うことがあります。

勧告の対象となる行為

- ・ 事前調査を実施していない場合
- ・ 事前調査書面を作成していない場合
- ・ 事前調査結果の掲示をしていない場合
- ・ 事前調査書面を公衆の閲覧に供していない場合

作業基準又は工事施工境界基準の遵守が認められない場合で、以下の事項に該当する場合、元請業者又は自主施工者に対し是正措置の実施を求めることがあります。

措置実施の対象となる行為

- ・ 特定建築材料に該当するおそれのある建材について事前調査書面に必要な記載がない場合
- ・ 特定建築材料に該当するおそれのある建材について目視以外で調査をしていない場合
- ・ 建築物等の構造上の理由により建材の確認が著しく困難な場合で、解体等工事の着手後に特定建築材料に該当するおそれのある建材が判明したにも関わらず、調査を実施しなかった場合

勧告等を実施した場合は、発注者へその旨を書面により通知し、必要な措置を講じるよう求めます。発注者は、元請業者が実施する是正措置に協力してください。

工事の一時停止・公表

勧告等に係る措置がとられず、周辺地域への石綿の飛散のおそれが高い場合、自治体が解体等工事の一時停止を求め、周辺地域への情報提供を行うことがあります。



4

事前調査結果の掲示、記録・書面の備え付けについて

事前調査結果の掲示

事前調査の結果については、次の事項を記載した上で、建築物等の敷地内の公示の見やすい場所に掲示し、周辺住民や工事関係者へ当該工事に係る情報の提供を行わなければなりません。A3サイズ以上のものを、解体等の作業の開始から終了まで設置してください。



記載内容

- 事前調査の結果
- 事前調査の方法
- 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名
- 事前調査を終了した年月日
- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

掲示板の様式例は、大阪府ホームページ「建築物の解体などの作業に係る石綿（アスベスト）飛散防止規制」に掲載しています。

大阪府 石綿 検索

(事前調査結果の掲示板 例)

石綿に関する事前調査の結果について			
大気汚染防止法第18条の15第5項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物等の特定建築材料の有無を調査した結果を以下のとおりお知らせします。			
事業場の名称	〇〇〇〇解体工事		
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	発注者又は自主施工者の氏名及び住所	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇△△1丁目5-3
調査終了年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	元請業者の氏名及び住所	△△建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 △△市〇〇△△3丁目2-1
看板表示日	令和〇〇年 〇月 〇日	元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△建設株式会社 □□ □□ ××—××××—××××
調査箇所	建築物全体(1階～3階)	事前調査・試料採取を実施した者の氏名、住所、登録番号	特定建築物石綿含有建材調査者(〇〇〇〇) △△建設株式会社 □□ □□ △△市〇〇△△3丁目2-1
調査方法	書面調査、現地調査、分析調査	分析を実施した者の氏名、住所、登録番号	〇〇環境分析センター □□ □□ 〇〇市△△△△1丁目1-1 (〇〇〇〇)
調査結果	含有なし	石綿含有なしの判断根拠	1階機械室 吹付け石綿③ 1～3階 ビニル床タイル③ 1～3階 ケイ酸カルシウム板④ 外壁 仕上塗材③
		その他事項	【石綿含有なしの判断根拠】 ① 設計図面 ② 材料の製造年月日 ③ 分析 ④ 材料製造者による証明

事前調査結果の記録、事前調査書面（写し）の備え付け

元請業者又は自主施工者は、周辺住民や工事関係者への建築物等における石綿の使用状況の情報提供のため、解体等工事の終了まで事前調査結果の記録及び事前調査書面の写しを現場事務所などで閲覧に供する義務があります。

5

特定粉じん排出等作業実施届出書について

特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下「除去等」という。）作業において、以下の要件に該当する場合、発注者又は自主施工者は届出をしなければなりません。

届出が必要な作業

○当該建築物等に、吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材が使用されている場合

→ 法に基づく届出書の提出が必要※1、2

※1 併せて、条例に基づく石綿濃度の測定計画の届出が必要な場合があります。

15ページ「大気中の石綿濃度測定について」をご参照ください。

※2 石綿含有保温材を直接石綿部分に触れず非石綿部での切断により除去する作業で、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には大気汚染防止法に基づく届出は不要ですが、自治体によっては届出が必要されるところもあるため、作業場所を所管する自治体に事前に確認をお願いします。

なお、石綿障害予防規則では石綿取り扱い作業に該当しないものの、計画の届出は必要とされています。

○当該建築物等の、「石綿含有仕上塗材」又は「石綿含有成形板等」のいずれかの使用面積が
1,000 m²以上の場合

→ 条例に基づく届出書の提出が必要

法、条例に基づく届出が不要な場合であっても、作業基準及び工事施工境界基準を遵守する必要があります。

事前調査を十分に行い、届出書の作成にあたっては特定建築材料の種類、使用面積、使用箇所を確認してください。



届出者及び時期

○届出の義務者は、上記の作業を伴う工事の発注者又は自主施工者です。

○届出は、上記の作業開始※3の14日前までに行ってください。

※3 作業開始とは、石綿の除去等に先立って行う、作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置、足場の設置などの石綿の飛散防止のための作業を含む、一連の作業の開始をいいます。

届出事項

届出事項

- 特定工事の発注者、元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名
- 特定工事の場所
- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積
- 特定粉じん排出等作業の種類
- 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 特定粉じん排出等作業の方法
- 特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由
- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図、付近の状況
- 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所
- 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所
- 事前調査書面の写し（添付書類）

届出先

- 特定粉じん排出等作業の実施場所により届出先が異なります。
18ページ「石綿に関する問合せ窓口」をご参照ください。
- 届出に不備があった場合、手続きに時間がかかる場合があります。
届出内容については、事前にご相談ください。



無届出や虚偽の届出を行った場合

- ・ 3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金【法】
- ・ 3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金【条例】

計画変更命令

- 届出内容が、作業基準に適合しない、大気中の石綿濃度の測定計画が適当でないと認めるときは、発注者又は自主施工者に対し計画の変更を命じることができます。
- 計画変更命令を受けた場合は、速やかに是正措置を講じてください。



計画変更命令に従わなかった場合

- ・ 6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金【法】
- ・ 6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金【条例】

6

作業基準、工事施工境界基準について

大気中への石綿の飛散防止を図り、石綿飛散に対する府民の不安を解消するために、法及び条例では、特定建築材料が使用されている建築物等の解体等作業を行う際の作業基準と工事施工境界基準を定めています。

基準の遵守が必要な作業

元請業者、自主施工者又は下請負人は、全ての特定粉じん排出等作業において作業基準（作業計画の作成、掲示板の設置、石綿飛散防止対策の実施、除去後の完了確認、実施状況の記録）及び工事施工境界基準の遵守が義務付けられています。

作業計画の作成

全ての特定粉じん排出等作業において、特定粉じん排出等作業の開始前に作業計画の作成が必要です。

記載事項

- 特定工事の発注者の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名
- 特定工事の場所
- 特定粉じん排出等作業の種類
- 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等部分における特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積
- 特定粉じん排出等作業の方法
- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図、付近の状況
- 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所
- 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所

○その他添付書類

(例) 事前調査結果の報告書、廃棄物の処理の方法等、施工体制図、緊急連絡先 等

作業計画の様式例は、大阪府ホームページ「建築物の解体などの作業に係る石綿（アスベスト）飛散防止規制」に掲載しています。

大阪府 石綿

検索

掲示板の設置

全ての特定粉じん排出等作業において、**作業内容等の掲示**が必要です。**A3サイズ以上**のものを、特定粉じん排出等作業の作業期間中、設置してください。

記載事項

- 特定工事の発注者、元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名
- 法又は条例の届出年月日、届出先（届出対象の工事に限る）
- 法又は条例の届出書の受理番号（届出を要しない場合には、その旨）
- 特定粉じん排出等作業の実施期間
- 特定粉じん排出等作業の方法
- 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所
- 下請負人の氏名又は名称、住所、連絡場所、法人にあっては代表者の氏名
- 下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 石綿飛散防止措置の内容
- 石綿濃度の測定計画（測定義務がかかる工事に限る）

掲示板の様式例は、大阪府ホームページ「建築物の解体などの作業に係る石綿（アスベスト）飛散防止規制」に掲載しています。

大阪府 石綿

検索

（作業内容等の掲示板 例）

事前調査の結果及び建築物等の特定粉じん排出等作業に関するお知らせ

大気汚染防止法第18条の15第5項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物等の特定建築材料の有無を調査した結果を以下のとおり、お知らせします。

大気汚染防止法施行規則第16条の4第2号、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第16条の6の規定により、建築物等の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称	〇〇〇〇解体工事		
提出先 届出年月日 受理番号	〇〇労働基準監督署 令和〇〇年〇月〇日	発注者又は自主施工者の氏名及び住所	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇△△1丁目5-3
	大阪府環境農林水産部環境管理事業所指導課 〔法〕令和〇〇年〇月〇日 事指第〇〇-〇〇号 〔案〕令和〇〇年〇月〇日 事指第〇〇-〇〇号	元請業者の氏名及び住所	△△建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 △△市〇〇△△3丁目2-1
調査終了年月日	令和〇〇年〇月〇日		
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～ 令和〇〇年〇月〇日		
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の期間	令和〇〇年〇月〇日～ 令和〇〇年〇月〇日	下請負人の氏名及び住所	△△〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 △△市〇〇△△4丁目9-9
調査結果 (石綿の種類及び含有率)	吹付け石綿（クリソタイル 10%） 石綿含有成形板等（クリソタイル3~20%）	下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△〇〇建設株式会社 〇〇 〇〇 ××-××××-××××
処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他	石綿作業主任者の氏名	△△建設株式会社 大阪太郎
調査箇所	建築物全体（1階～3階）		
調査方法	書面調査、現地調査、分析調査		
特定粉じん排出等作業の工程	【吹付け石綿】飛散抑制剤の散布→かさ落とし →除去面への飛散防止剤の散布→養生面への飛散防止剤の散布 【成形板等】散水⇒原形のまま手ぼらし	分析を実施した者の氏名、住所、登録番号	〇〇環境分析センター 〇〇 〇〇 〇〇市△△△△1丁目1-1 (〇〇〇〇)
石綿の飛散防止対策	作業区画の隔離養生 負圧集じん機の使用 飛散防止幕の設置 散水設備の設置	大気中石綿濃度測定の計画	作業開始前に1回 作業中に6日ごとに1回 作業後に1回
使用する資材及び その種類	集じん排気装置 型式：〇〇-2000 HEPAフィルタ 温潤用薬液：〇〇〇〇 固化用薬液：〇〇〇〇 接着テープ 隔離用シート (厚さ 床：〇〇mm、その他〇〇mm)	石綿含有なしの判断根拠	1～3階 石膏ボード① 1～3階 けい酸カルシウム板④ 外壁 仕上塗材 ③
		その他事項	【石綿含有なしの判断根拠】 ①設計図面 ②材料の製造年月日 ③分析 ④材料製造者による証明

石綿飛散防止対策の実施

作業の種類	石綿の飛散防止措置 以下に記載する事項を遵守する又はこれと同等以上の効果を有する措置を行ってください
<p><かき落とし、切断、破碎により除去する作業>※1</p> <p>吹付け石綿 石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業場の隔離 ○ 前室の設置 ○ 日本産業規格（JIS）Z 8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置の使用 ○ 除去開始前の集じん・排気装置の稼動確認 ○ 除去開始前及び中断時の、作業場及び前室の負圧確認 ○ 除去開始後、集じん・排気装置の設置場所を変更した場合及びフィルタを交換した場合等、集じん・排気装置の排気口での粉じんの迅速測定 ○ 隔離養生解体前の清掃や特定粉じんの処理、飛散するおそれがないことの確認 ○ 薬液等による湿潤化 ○ 除去部分への薬液散布 ○ 排出水の処理 <p style="text-align: right;">等</p>
<p><かき落とし、切断、破碎以外の方法で除去する作業>※2</p> <p>石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 除去を行う部分の周辺養生 ○ 薬液等による湿潤化 ○ 養生解体前の清掃や特定粉じんの処理 ○ 除去部分への薬液散布 ○ 排出水の処理 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>石綿含有仕上塗材 (日本産業規格（JIS）A 6909) を除去する作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬液等による湿潤化 ○ 電気工具を用いて除去する際の周辺養生 ○ 養生解体前の清掃や特定粉じんの処理 ○ 排出水の処理 ○ 飛散防止幕の設置 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>石綿含有成形板等を除去する作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原形のまま取り外し ○ 原形のまま取り外すことが困難な場合は、薬液等による湿潤化 ○ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種の除去で切断、破碎を伴う場合は、除去を行う部分の周辺養生 ○ 養生解体前の清掃や特定粉じんの処理 ○ 飛散防止幕の設置 ○ 除去後の石綿含有成形板等の破碎の回避 ○ 除去後の石綿含有成形板等をやむを得ず切断する場合は、集じん装置付きの切断機の使用 ○ 排出水の処理 <p style="text-align: right;">等</p>

※1 切断・破碎等を伴う封じ込め又は囲い込みの場合を含みます。なお、吹付け石綿の場合のみ切断・破碎等を伴わない封じ込めの場合も含みます。

※2 切断・破碎等を伴わない吹付け石綿の囲い込みや、切断・破碎等を伴わない石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材の封じ込め又は囲い込みの場合を含みます。

除去後の完了確認

除去等作業終了後、確認を適切に行うために必要な石綿等に関する知識を有する以下の者（調査者等又は除去等工事に係る石綿作業主任者）が、石綿の取り残しがないことの確認を行う必要があります。

実施状況の記録

元請業者又は自主施工者、下請負人は作業の実施状況を記録し、工事終了後まで保存する必要があります。

作業の種類	確認項目	記録事項
< かき落とし、切断、破碎により除去する作業 >※ 吹付け石綿 石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	<ul style="list-style-type: none">○ 除去開始前の集じん・排気装置の稼動確認○ 除去開始前及び中断時の、作業場及び前室の負圧確認○ 除去開始後速やかに、及び集じん・排気装置の設置場所を変更した場合及びフィルタを交換した場合等、集じん・排気装置の排気口での粉じんの迅速測定○ 隔離養生解体前の清掃や特定粉じんの処理、飛散するおそれがないことの確認	<ul style="list-style-type: none">○ 確認年月日○ 確認方法○ 結果○ 確認者の氏名

※ 切断・破碎等を伴う封じ込め又は囲い込みの場合を含みます。なお、吹付け石綿の場合のみ切断・破碎等を伴わない封じ込めの場合も含みます。

工事施工境界基準の遵守

工事施工境界基準は、特定粉じん排出等作業を行うために占有した区画（以下「工事施工区画」という。）と当該工事施工区画に隣接する場所との境界における大気中の石綿濃度の基準であり、大気1リットル当たり10本以下です。

施工者は、作業基準に従った作業を行い、工事施工境界基準を遵守してください。

敷地境界線

工事施工境界線

工事施工区画

直接罰

隔離等をせずに吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の除去を行う等、正しい方法で作業が実施されていない場合、直接罰が適用される場合があります。



正しい方法で作業が実施されていない場合

・3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金【法】

作業基準等適合命令等

作業基準又は工事施工境界基準の遵守が認められない場合、作業基準等適合命令等を行うことがあります。作業基準等適合命令等は、元請業者又は自主施工者に対して行われます。命令を受けた者は、定められた期限内に作業基準又は工事施工境界基準を遵守する措置をとる又は作業を一時停止しなければなりません。



作業基準等適合命令等に従わなかった場合

- ・6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金【法】
- ・6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金【条例】

発注者への通知

作業基準等適合命令等を行った場合、発注者へその旨を書面により通知し、必要な措置を取るよう求めます。発注者は、元請業者が実施する是正措置に協力してください。

立入検査・報告徴収

適切な石綿飛散防止対策の確認のため、解体等工事現場等の立入検査を実施し、発注者、元請業者又は自主施工者に対して解体等工事に係る事項の報告を求めることがあります。



未報告や虚偽の報告を行った場合

立入検査を拒否・妨害、忌避した場合

- ・30万円以下の罰金【法】
- ・10万円以下の罰金【条例】



7

大気中の石綿濃度測定について

特定建築材料が使用されている建築物等の解体等作業に際し、大気中の石綿濃度が工事施工境界基準を遵守していることを確認するために、特定粉じん排出等作業の工事施工区画の境界線における石綿濃度の測定等（測定計画の届出、測定、結果の記録）が必要となる場合があります。

石綿濃度の測定等（測定計画の届出、測定、結果の記録）が必要な工事

- 当該建築物等の部分に使用されている特定建築材料のうち吹付け石綿、石綿含有断熱材、保溫材、耐火被覆材の使用面積が50m²以上（石綿含有断熱材、保溫材、耐火被覆材をかき落とし等以外の方法で除去する場合は除く）の作業を伴う工事

➡ 条例に基づく石綿濃度の測定計画の届出書の提出が必要※

※ 石綿濃度の測定計画の届出者は、発注者又は自主施工者です。届出は、特定粉じん排出等作業実施の届出と合わせて行ってください。

石綿濃度の測定

- 石綿濃度の測定実施者は、元請業者又は自主施工者です。
- 石綿濃度は、平成29年3月31日大阪府公告第19号「石綿の濃度の測定法」に基づいて測定してください。
- 石綿濃度の測定は、必要な回数及び場所が定められています。



測定時期	測定回数	測定場所
作業開始前	1回	周辺1方向 (最も高濃度が予想される場所)
作業期間中	<u>1回以上</u> (作業の日数（石綿を除去した実作業日数に限る）が <u>6日までごとに1回</u> ）	周辺4方向 (最も高濃度が予想される場所を含む)
作業完了後	1回	周辺1方向 (作業中 <u>最も高濃度であった</u> 場所)

石綿濃度の測定結果の記録、保存

- 測定結果の記録を作成し、3年間保存してください。
- 測定結果の記録は発注者に交付する必要があります。

記録事項

- 測定年月日及び時刻
- 測定時の天候
- 測定者
- 測定場所
- 特定粉じん排出等作業の実施状況

作業の記録、保存

元請業者又は自主施工者は、作業計画どおりの飛散・ばく露防止措置が講じられていたこと、除去作業終了後に除去面に石綿の取り残しがないかを確認した後、確認したことを証明する記録を作成し、石綿の取り残しがないことの確認を行った者が有資格者であることを証明する書類の写しとともに、工事終了後3年間保存する必要があります。

記録事項

- 特定工事の発注者の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名
- 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所
- 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所
- 特定工事の場所
- 特定粉じん排出等作業の種類
- 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- 特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む）
 - ✓ 除去等の完了確認を目視により行った年月日、確認の結果、確認を行った者の氏名
 - ✓ 吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材をかき落とし等により除去する作業を行った場合は、負圧状況の確認、集じん・排気装置の稼働確認、隔離を解く前の特定粉じんが大気中に飛散するおそれがないことの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果、確認を行った者の氏名

完了報告書の作成

元請業者は、特定粉じん排出等作業が終了したときはその結果を遅滞なく発注者に書面で報告し、その写しを工事終了後3年間保存する必要があります。大気中石綿濃度測定を行った場合は、測定結果の記録を特定粉じん排出等作業の完了報告書に添付して報告してください。

報告内容

- 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- 除去等の完了確認を行った者の氏名
- 除去等の完了確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項
- 大気中石綿濃度測定の結果の記録（測定義務がかかる工事に限る）



発注者の皆さんへ

解体等工事の費用負担者で特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者は、石綿飛散防止措置において、発注者としての適切な役割を果たさなければなりません。

設計図書等の保管と情報提供

発注者が有する当該建築物等に関する情報（設計図書や特定建築材料の使用状況）は事前調査において非常に有益な情報となります。このため、建築物等の設計図書等を保管してください。また、事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、発注者は元請業者に対して、必要な情報の提供に努めてください。

作業計画の十分な検討と適切な契約締結

建築物等の解体等作業に伴う石綿の飛散防止措置は、その作業を施工する者が実施することになりますが、施工者が行う措置の内容は契約条件に左右されると考えられます。このため、発注者は、元請業者と作業計画について十分に検討・調整し、作業基準や工事施工境界基準の遵守に妨げとならない内容（施工方法や工期、工事費）で請負契約を締結するよう配慮してください。

石綿関連ホームページ

- ・石綿（アスベスト）対策（大阪府環境管理室）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/jigyoshoshido/asbestos/index.html>
- ・石綿（アスベスト）問題への取組（環境省）
<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>
- ・アスベスト（石綿）情報（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html
- ・アスベスト問題への対応（国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>

【参考資料】

- ・「石綿（アスベスト）Q&A」（大阪府環境管理室）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/jigyoshoshido/asbestos/index.html>
- ・「建築物における石綿（アスベスト）対策マニュアル」（大阪府都市整備部）
https://www.pref.osaka.lg.jp/o130190/kenshi_anzen/asbesto/asbestomanual.html
- ・「建設廃棄物に関すること」中「2. 石綿（アスベスト）含有廃棄物等に関すること」（大阪府循環型社会推進室）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/sangyohaikei/kenpai/index.html>
- ・「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省、環境省）
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html
- ・「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/koujii/K200908K0010.pdf>

大気汚染防止法、府条例に 関すること	下記の府域における解体等作業の場合 (守口市・大東市・柏原市・羽曳野市・門真市・摂津市 高石市・藤井寺市・四條畷市・交野市・島本町)	大阪府環境農林水産部 環境管理室事業所指導課	06-6941-0351 (内線 3874)
	下記の泉州地域における解体等作業の場合 (和泉市・泉南市・熊取町・田尻町・岬町)	大阪府泉州農と緑の総合事務所 環境指導課	072-437-2530
	北区・都島区・淀川区・東淀川区・旭区	環境局環境管理部環境規制課 北部環境保全監視グループ	06-6313-9550
	中央区・天王寺区・浪速区・東成区 生野区・城東区・鶴見区	東部環境保全監視グループ	06-6267-9922
	福島区・此花区・西区・港区・大正区 西淀川区	西部環境保全監視グループ	06-6576-9247
	阿倍野区・東住吉区・平野区	南東部環境保全監視グループ	06-6630-3433
	住之江区・住吉区・西成区	南西部環境保全監視グループ	06-4301-7248
	堺市域における解体等作業の場合	堺市環境局環境保全部環境対策課	072-228-7474
	岸和田市域における解体等作業の場合	岸和田市環境農林水産部環境保全課	072-423-9462
	豊中市域における解体等作業の場合	豊中市環境部環境指導課	06-6858-2103
	池田市・箕面市・豊能町及び能勢町域における 解体等作業の場合	池田市まちづくり環境部環境政策課 (広域環境保全課)	072-754-6647
	吹田市域における解体等作業の場合	吹田市環境部環境保全指導課	06-6384-1850
	泉大津市及び忠岡町域における解体等作業の場合	泉大津市市民生活部環境課	0725-33-1131
	高槻市域における解体等作業の場合	高槻市市民生活環境部環境政策課	072-674-7486
	貝塚市域における解体等作業の場合	貝塚市市民生活部環境衛生課	072-433-7186
	枚方市域における解体等作業の場合	枚方市環境部環境指導課	050-7102-6014
	茨木市域における解体等作業の場合	茨木市産業環境部環境保全課	072-620-0024
	八尾市域における解体等作業の場合	八尾市環境部環境保全課	072-924-3841
	泉佐野市域における解体等作業の場合	泉佐野市生活産業部環境衛生課	072-463-1212
	富田林市域における解体等作業の場合	富田林市市民人権部環境衛生課	0721-25-1000
	寝屋川市域における解体等作業の場合	寝屋川市環境部環境保全課	072-824-1021
	河内長野市域における解体等作業の場合	河内長野市地域資源循環部環境政策課	0721-53-1111
	松原市域における解体等作業の場合	松原市市民生活部環境予防課	072-334-1550
	東大阪市域における解体等作業の場合	東大阪市環境部公害対策課	06-4309-3204
	大阪狭山市域における解体等作業の場合	大阪狭山市市民生活部生活環境グループ	072-360-4319
	阪南市域における解体等作業の場合	阪南市市民部生活環境課	072-489-4514
	太子町域における解体等作業の場合	太子町まちづくり推進部環境農林課	0721-98-5522
	河南町域における解体等作業の場合	河南町まち創造部都市環境課	0721-93-2500
	千早赤阪村域における解体等作業の場合	千早赤阪村産業建設部農林環境課	0721-26-7128
建設系アスベスト産業廃棄物に 関すること		大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室産業廃棄物指導課 保健所設置市(※1)	06-6941-0351 (内線 3824) 各保健所設置市
建設リサイクル法、建築基準法に 関すること		大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室 (建り法) 審査指導課 (建基法) 審査指導課 (建基法) 建築安全課 特定行政庁(※2)	06-6941-0351 (内線 3094) (内線 3026) (内線 4329) 各特定行政庁
石綿障害予防規則に 関すること		各労働基準監督署	各労働基準 監督署

※1 保健所設置市：大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市

※2 特定行政庁：大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市
八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、東大阪市

(令和8年1月発行)

※本ページのイラストは生成AIにより作成しています。

